第３回修善寺町外３町合併協議会会議録

〇山本事務局長

皆さん、こんにちは。第３回修善寺町外３町合併協議会、定刻となりましたので開催いたします。最初に、地元の土肥町長であります鈴木副会長に開会の挨拶をお願いいたします。

〇鈴木副会長

皆さん、こんにちは。第３回目の協議会のご案内をいたしましたところ、皆様方には、公私共に大変にお忙しい中を、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

私どもの土肥町は、今、土肥桜の植栽ということで、小学生から老人の方々まで、みんなで力を合わせて土肥桜の植栽に励んでいるところでございます。この土肥桜につきましては、昨年の 12 月頃から咲き始めまして、今はもう散って葉桜で、種を作りつつあります。本日の会議は、実のある会議にしていただきたいと考えております。

ただいまより開会をさせていただきます。本日はご苦労様でございます。

〇山本事務局長

ありがとうございました。続きまして、会長挨拶、大城会長お願いいたします。

〇大城会長

皆さん、こんにちは。お忙しいところ、第３回の修善寺町外３町合併協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、土肥町長であられます鈴木副会長から、土肥桜の話が出ましたけれども、この４町の合併が順調に進んで、新しい市ができてですね、しばらくたつと、土肥桜がたぶん、河津をしのいでいることだろうというように予想しております。

ここ１週間、先週の末からですね、この地方はいくつかニュースが出ておりまして、まず、２月 14 日、バレンタインデーで、地元の土肥の恋人岬に全国から恋人がたくさん集まったということで、たいへんご同慶をいただいたというふうに思っております。また、15 日にはですね、中伊豆町が静岡県下の 74 市町村が参加したＣＭ大賞というのに参加されて、ごみステーションが優勝されましてですね、１年間、30 秒スポットですか、何回か出るそうですから、是非見ていただきたいと思います。

それから、昨日 18 日でございますが、静岡新聞の「風は東から」という１面の記事がございました。これはまさに、４町の合併についての記事が出ておりまして、皆さんお読みになった事だろうと思いますが、読んでいなかったら、ぜひ帰ったらすぐに読んでいただきたいと思います。

どうぞ今日の３回目の審議、よろしくお願いいたします。

〇山本事務局長

ありがとうございました。続きまして、議題の入らせていただきます。議題は、会則によりまして会長が議長となります。大城会長、お願いいたします。

〇大城議長

それでは、座ったままで失礼させていただきます。協議会規約第 10 条第２項により会長が議長になるとなっておりますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事が

円滑に進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
それでは、早速会議に入ります。お手元の次第に従って議事を進めさせていただきます。
３番目の「議題」でございます。（１）、報告事項、報告第６号「新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について」を小委員会委員長の報告を伺います。石和委員長、報告をお願いいたします。
〇石和信一委員
新市名称及び事務所の位置選定小委員会の報告ですが、２月６日の協議会のあと、小委員会が開かれまして、不祥、私石和信一が委員長に指名されました。微力ではありますが、一生懸命務めたいと思います。副委員長に天城湯ケ島の議長さんの浅田さんにお願いいたしました。これも委員全員の賛同をいただいております。
次に議題２として、「新市名称選定について」でございますが、ここの印刷物のとおり、事務局より新市名称選定について先進事例を説明の後、以下の内容について協議いたしました。１つめとして、新市名称募集要領について。募集の方法、周知の方法、募集期間、応募方法、応募資格、応募点数、名称の表し方、発表、賞品等について審議し付属資料１、次の頁にありますとおり、決定しました。
周知の方法については、募集要領記載以外に、付属資料２のチラシを４町管内には新聞折込にて配布する。管内４中学校及び２高校については学校の協力をいただいて、生徒への周知を実施する。
公募開始については、公募開始は２月７日から。
日程については、公募終了後、これは２月 28 日締め切りでございますが、小委員会を開催し、候補数点を決定して、３月５日に予定されております第４回協議会に報告する予定でございます。
以上のとおり、全員の賛同を得ております。
次に、新市の事務所の位置選定について。新市の事務所の位置の決定に関する基本的な考え方、及び現有庁舎に関する資料について事務局より説明をしていただいた後、協議いたしました。新市の事務所の位置については現有庁舎の位置とし、具体的には修善寺町役場の位置をもって新市の事務所の位置とすることに委員全員の賛同を得て決定しました。
その他、次回小委員会は３月５日天城湯ケ島町において実施することを確認いたしました。
以上、ご報告いたします。
〇大城議長
ありがとうございました。ただいま、報告第６号「新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について」、小委員会委員長より説明がありました。報告事項でございますが、説明のなかで何かご不明な点等がございましたら、挙手をもってお願いいたします。いかがでしょうか。
〇委員
異議なし。
〇大城議長
異議なしとの声がございました。特にないようですので、報告第６号「新市名称及び事務

所の位置選定小委員会の会議結果について」はご承認いただけたものとして報告済みとさせていただきます。

引き続きまして、報告第７号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」を小委員会委員長の報告を伺います。土屋委員長、報告をお願いいたします。

○土屋英隆委員

資料の８頁をご覧いただきたいと思います。第１回の「新市建設計画等の策定小委員会」の会議報告をいたします。平成 15 年２月６日、午後３時 15 分より、中伊豆町保健福祉センターで、全員の出席をいただきまして開催いたしました。

議題１ですが、まず委員長並びに副委員長の選任がございまして、私中伊豆の土屋ですが、微力でありますが委員長を仰せつかりました。副委長に天城湯ケ島町の鈴木勇さんにお願いをいたしまして、全員の賛同をもって決定いたしました。

議題２ですが、計画の期間、内容についてでございますが、新市将来構想、新市建設計画の構想期間は以下のとおりで次回確認するということで決定いたしました。まず、将来構想の期間についてでございますが、20 年程度の長期的視野にたって計画をすると、もうひとつの建設計画については向こう 10 年程度に実現していくよう計画するということで次回確認することになりました。

次に議題３の作成の日程でございますが、作成日程については当面は将来構想について検討し、その後建設計画の検討をするということで、将来構想については、概ね 15 年３月、建設計画については 15 年５月の策定を予定、会議日程については追って連絡をするということで、事務局の方から説明がございました。

当面２月 13 日それから２月 25 日に修善寺町で午後１時 30 分から会議を開催することに決定されました。そのとき委員から出された意見でございますが、できれば、午前中に合併協議会を開催したならば、その後、午後小委員会を開催していただきたいとの意見がありまして、幹事会で協議をして後日報告をするということになりました。

それから、議題４ですが、地域の現況と合併の意義というような形で、こてについて資料に基づきまして事務局の方から説明がありまして、それぞれ委員がうちの方へ持ち帰りまして次回の会議で検討するということで確認いたしました。

以上が２月 13 日に行われました小委員会の報告でございます。

続きまして、第２回が 15 年２月 13 日に午後１時 30 分から東部保健福祉センターにて開催されました。

議題１ですが、第１回に行われました小委員会の協議の確認というような形で、そこに書いてございますが、新市将来構想の期間は 20 年程度の長期的視野にたった計画とする、二つ目に、新市建設計画については向こう 10 年程度に実現していく計画とする、３番ですが、作成日程については将来構想を平成 15 年３月、建設計画を平成 15 年５月までに策定する予定とする、というようなことを確認いたしました。

それから議題２ですが、地域の課題について事務局から資料に基づきまして説明がありまして、その後意見交換をおこないました。新たに加える課題等次回委員会で確認することに決まりました。

次に議題３ですが、まちづくりの方向性、策定の基本姿勢について、これにつきましても事務局より資料に基づきまして説明がありました。そして、委員の皆さん方から意見を求めました。方向性それから基本姿勢については、それぞれ４町の総合計画あるいは広域的観点などを総合し記述することで合意いたしました。基本理念については、共生、個性と想像力、安心と快適・交流、自らが主役というような基本理念のもとに、また意見として出されましたのは、自立そして自活のできるまちづくりというようなことを１項目加えていただきたいという意見がございました。

次に議題４ですが、まちづくりの将来像について、まちづくりの基本方針の考え方につきまして事務局より説明がありましたが、このことにつきましては次回の議題とするということで終わりました。

次回の開催については２月 25 日午後１時 30 分から修善寺町で行うということを決定いたしまして、閉会いたしました。以上ご報告いたします。

○大城議長

どうもありがとうございました。ただいま、報告第７号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」土屋委員長より報告がございました。報告事項でございますが、不明な点等がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんか。特にないようですので、報告第７号「新市建設計画等策定小委員会の会議結果について」はご承認いただけたものとして報告済みといたします。

それでは、引き続きまして、（２）の協議事項に入ります。協議第 14 号「新市の事務所の位置について」を議題といたします。説明を事務局お願いいたします。

○山本事務局長

はい、11 頁になります。協議第 14 号「新市の事務所の位置について」新市の事務所の位置について別紙のとおり提案し、確認を求めます。平成 15 年２月 19 日提出、修善寺町外３町合併協議会会長　大城伸彦。新市の事務所の位置について　新市の事務所の位置については　修善寺町小立野 38 番地の２（現修善寺町役場の位置）とする。

この議題につきましては、報告第６号「新市名称及び事務所の位置選定小委員会の会議結果について」報告で、石和委員長よりご報告がございました。報告をお伺いいたしますと、新市の事務所の位置については、現有庁舎の位置とし、具体的には修善寺町役場の位置をもって新市の事務所の位置とする、とのことでございます。従いまして、「新市の事務所の位置については、修善寺町小立野 38 番地の２（現修善寺町役場の位置）とする」を提案し、確認をお願いするものです。以上でございます。

○大城議長

協議第 14 号「新市の事務所の位置について」の説明が事務局よりございました。本件につきましては、本日確認いたしたく存じますが、本件についての質問・ご意見を受けます。挙手をもって発言をお願いいたします。ご質問・ご意見ございますか。

○委員

異議なし

○大城議長
ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので協議第 14 号「新市の事務所の位置について」は原案どおりご承認いただけたものとさせていただきます。
引き続きまして、（３）新規提案及び協議事項に入ります。協議第 15 号「平成 14 年度修善寺町外３町合併協議会補正予算について」を議題といたします。説明を事務局お願いします。
○山本事務局長
はい。13 頁になります。この資料、この議題につきましては、お手元に差し替えの資料を用意させていただいております。これでひとつお願いいたしますが、差し替えで大変申し訳ないのですが、14 頁にちょっと訂正をお願いしたいと思います。差し替えの資料の裏側 14 頁になりますが、別紙第１表「債務負担行為」といたしまして、上から事項まで含めますと３行目になるんですが、ここになにか「コンピ…」と書いてありますが、これは、「コンピュータ・サーバー借上料」としていただきたいと思います。同じくその下の調書がございますけれども、そこに単位が抜けておりますけれども、単位として（千円）と入れていただきたいと思います。これでは３千とび 62 円となってしまいますので単位といたしまして千円を加えていただきたいと思います。申し訳ありません。
それでは、協議第 15 号「平成 14 年度修善寺町外３町合併協議会補正予算（第１号）について」下記のとおり提案し、確認を求めます。平成 15 年２月 19 日提出、修善寺町外３町合併協議会会長　大城伸彦。平成 14 年度修善寺町外３町合併協議会補正予算（第１号）については、次に定めるところによる。（債務負担行為）第１条「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条」の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第１表「債務負担行為」による、と言う事でございます。
ここで、債務負担行為ということについて少し申し上げます。債務負担行為は翌年度以降に渡りまして、支払い義務のあるものをあらかじめ予算で設定しておきまして、次年度以降の負担をあきらかにしておく、明記しておくものです。次年度以降に渡る契約はすべて債務負担行為をする必要があるかと申しますと、例外規定もございます。例えば、電気・ガス・水道・電話、それから不動産の借上げ契約につきましては自治法 243 条の３の規定によりまして、債務負担行為をしないで長期継続契約を認めてございます。ここで掲げましたのは、債務負担行為を必要とするものについて掲げてございます。
それでは次頁の第１表をお願いいたします。第１表で債務負担行為ということで、６項目掲げてございます。１番はコピー機ですね。これはスキャナも含めたファクス機能もついた複合機の借上料です。それから、ホームページを開設するにあたりまして、コンピュータ自身、パソコンですが、それからサーバー借上料と言う事になります。これが 14 年から 16 年、上の二つともあわせて 16 年ですね。金額の限度額はこの額になります。その下の公用車の借上料ですが、普通車を１台借上げてございます。それから、机・椅子等の借上げ、それから新市例規立案・策定業務委託、これにつきまして、今年から 15 年度までの債務負担とさせていただきたいと思います。金額につきましては、右の欄にございます限度額のとおりでございます。
ここで、16 年度ということになりますとちょっと何かおかしいなとお思いになるかと思い

ますが、これは合併研究会のときの契約をそのまま掲載してございます。その当時は２年間で合併ということでしたので、契約は 16 年度ということになっております。
　調書につきましては、上と同様の記載、少し詳しくということですが、このような記載になってございます。以上でございます。
○大城議長
　ありがとうございました。ただいま、協議第 15 号「平成 14 年度修善寺町外 3 町合併協議会補正予算（第１号）について」の説明がありました。本件につきましては本日確認をいたしたいと存じますが、本件についてのご質問・ご意見を受けます。ご質問・ご意見はございますか。いかがでしょうか。ご質問・ご意見ございませんでしょうか。
○委員
　異議なし
○大城議長
　異議なしとの声がございましたが、それでは協議第 15 号「平成 14 年度修善寺町外３町合併協議会補正予算（第１号）について」は、原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、（４）新規提案事項に移らせていただきます。３件ございますが、本日は提案をおこないまして、後日確認をいただきたいと思います。
　協議第 16 号「町名・字名の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局お願いいたします。
○山本事務局長
　はい。15 頁になります。協議第 16 号「町名・字名の取扱いについて」、町名・字名の取扱いについて下記のとおり提案します。平成 15 年 2 月 19 日提出、修善寺町外 3 町合併協議会会長　大城伸彦。町名・字名の取扱いについて４町の字の区域及び字の名称は従前のとおりとすると言う事でございます。この議題につきましては今日ご提案し、次回ではなくて４月２日の合併協議会で確認をお願いする予定でございます。
　16 頁をご覧ください。１番上に「調整の方針」ということが載っております。先ほど申し上げましたように、「４町の字の区域及び字の名称は従前のとおりとする。」ということでございます。字の名称は変えないということでございます。具体的には「修善寺町大平○○番地」は「○○市大平○○番地」、それから「土肥町八木沢○○番地」は「○○市八木沢○○番地」、それから「天城湯ケ島町市山○○番地」は「○○市市山○○番地」、「中伊豆町菅引○○番地」は「○○市菅引○○番地」になると。なお、○○市は新市の名称でございます。
　左の方の表に移りますが、修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町と４つの町を掲げておりまして、その下の町の名称ですが、原則的には付けないということを提案いたします。その下に字の名称がございます。修善寺町は瓜生野、土肥は土肥から、湯ケ島は湯ヶ島、中伊豆は地蔵堂から始まっております。これらを全部通して見ますと、同じ字名がひとつもございません。従って、町の名称は省くことができます。同じ字名がございますと、例えば仮に修善寺町の字名１番上に瓜生野というのがありますが、仮に土肥に瓜生野とあった場合にはですね、○○市瓜生野とやりますと、旧修善寺町の瓜生野であるか、旧土肥町の瓜生野で

あるかわかりませんので、そうした場合には町の名称をつける必要があろうかと思いますが、そうしたものがございませんので、町の名称をつける必要がないということでございます。どうしてもですね、地域の住んでいる所の字名でございますので、なんとか一部の地区で残したいよ、というようなことがございましたならば、町議会の議決を、皆さんでいろいろと話をしていただきまして、それぞれの町議会の議決をしていただいて、こちらにあげてきていただきたいと、そういうことでございます。そうしたものがなければ、町議会の議決は必要ありませんので、このままいくということが備考のところに書いてございます。小さな字ですが、ここには原案どおりでいけば議決の必要はないけれども、町の名称を一部に入れるということであれば、そこの町村で議決をお願いしたいと、こういうことになります。

そんな時間もあろうかと思いまして、時間もなかなか無い訳でございますが、名称変更をするということでありますれば、４月２日の合併協議会までに確認をお願いいたします。これはコンピュータなどの修正もかけていかなければなりませんので、あまりいつまでも長くおいておくというわけにはいきませんので、４月２日に確認をしたいと、こういうふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○大城議長

はい。ただいま事務局より協議第 16 号「町名・字名の取扱い」の説明がございました。本件につきましては４月２日の協議会において確認をいたしたく存じますが、本日質問・ご意見等ございましたら承りたいと思います。ご質問・ご意見ございますか。特にございませんか。それでは協議第 16 号「町名・字名の取扱い」については４月２日に確認をいたしますので、ご検討をお願いいたします。

引き続きまして、協議第 17 号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。説明を事務局お願いします。

○山本事務局長

はい。17 頁になります。協議第 17 号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」下記のとおり提案します。平成 15 年２月 19 日提出、修善寺町外３町合併協議会会長大城伸彦。議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後１年１月間、引き続き新市の議員として在任する、こういうことでございます。

原則はですね、新設合併の場合には議員はすべて失職をいたします。身分を失うということでございます。しかし失ったままではたいへん困りますので、３つの選択肢が法的に認められております。１番目は、50 日以内に定数 26 で選挙をすること、それから２つ目に、定数特例と申しておりますが、定数 26 の２倍まで定数を増やして、つまり 26 の２倍ですから 52 人になるわけですが、52 人の定数で選挙ができます。しかしこれは最初のみで、次の選挙からは定数に戻ってしまいます。それから３番目といたしまして、在任特例といわれておるものでございます。合併前の議員全員、これは現在 57 人いらっしゃいます、最長２年まで選挙なしで在任ができると、いうことでございます。この３つのことについて次頁でご説明申しあげます。

18 頁をお開きください。一番うえのマスの中に調整の方法という欄がございます。これが、今先ほど私が申し上げた方針でございます。１年１ヶ月ですから、13 ヶ月間引き続き新市の議会の議員として在任するということでございます。その下に、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町と書いてありますが、ここに議員の定数が書いてあります。括弧が現在の議員の数です。

それから、（２）といたしまして任期を掲げてございます。この中で、土肥町さんが一番すぐ選挙を迎えることがお分かりになると思います。15 年の４月 30 日という事ですね。

その下に、合併特例法を適用しない場合と、定数に関する特例、在任に関する特例というのがございますけれども、一番左の合併特例法を適用しない場合というのが、先ほど私が、一番最初に申し上げたものです。これが、特例法を適用しない場合には、合併関係市町村の当該市町村の議員が失職します。これが大原則ですね。そこから任期が発生しまして４年ということになります。定数につきましては 26 人以内ということになります。そして、選挙の期日は 50 日以内と。それから、定数につきましては 26 人以内ということになります。この 26 人というのは 19 頁の左側のほうに少し太字で書いてありますが、ここに該当するために 26 人ということになります。まあ、自治法の条文の中でこの数を越えない範囲で定めるとありますので、26 人が上限、26 人以内ということになります。で、50 日以内に選挙ということですが、これはその下の左隅 19 頁の左側の一番下に公職選挙法というのがございます。ここで、50 日以内ということがうたってございます。

続きまして定数特例の場合をご説明いたします。真ん中の所ですが、やはり、合併と同時に議員が失職いたします。これは、原則と同じように４年間の任期となります。で、これは定数の特例ですので、26 人ではなくその２倍、52 人以内という事になっております。つまり、４町で 52 人の議員さんまでよろしいですという特例になります。同じく、選挙は 50 日以内にしなさいよということになります。

それから、一番右側のところになりますが「在任に関する特例」今回ご提案をしております。この場合には、合併をすると原則では、失職をするんだけれども、合併後２年、最長でも２年を超えない限り、合併市町村の議員として在任できるという事が決められてございます。２年を越えないということになりますと、６ヶ月とか、１年とか、１年６ヶ月ということがございますが、これは、協議で決める期間ということになっております。それが任期ですね。その下の定数ですが、これは、今の議員さんをそのまま引き継いでいいですよという場合ですので、全員。現状ですから現在 57 名いらっしゃる訳ですが、57 人が新市の議員さんとなります。選挙というのは、前のふたつは、選挙を行なうということでしたが、選挙を行なわないで、引き続き在任できるということになります。

そして、そうした特例はどういう条文でなるのかというお話になろうかと思いますが、それは、19 頁の右側のほうに書いてございます。

それでは、各町具体的に見ていきたいと思います。21 頁をお開きください。カラーの頁ですが最初に修善寺町、次の 22 頁に土肥町、23 頁に天城湯ヶ島町、24 頁に中伊豆町の４町を記載してあります。

最初に、修善寺町から申し上げます。合併なしの場合ということで、一番上に合併なしが

ございます。次に定数特例を使った場合、次に在任特例を使った場合、これを使わない場合となっております。合併なしの場合ですと、修善寺町の場合、平成 17 年８月９日まで任期があるわけでございます。しかし、平成 16 年３月に合併を予定しておりますので、合併する場合には、この３月で失職するわけであります。定数特例の場合ですが、平成 16 年の３月までは、現在の 18 名でいきますよと、で、それ以降は選挙をしなさいよという事です。それが、新議会議員として任期が４年、定数が 52 人以内となっております。この 52 人というのは、修善寺町だけでなく４町併せて 52 人ということになります。それが４年間ということですので平成 20 年の３月の点線までくるわけです。それ以降はもう、４年間で定数が 26 人以内というように、普通の一般選挙になってしまいます。それから、在任特例とはどういうことかと申しますと、平成 16 年の３月までは同じように続きます。それ以後１年１ヶ月、まあ 13 ヶ月ですので、そのまま議員さんが継続をいたします。13 ヶ月ですと平成 17 年の４月まで在任特例を使うということになりまして、それ以後は、定数 26 人の普通の選挙が行なわれるという事になります。それから、特例法を使わない場合、16 年の３月まで町の議員さんで、もういきなりそこで 50 日以内に選挙ということになります。これはもう、26 人以内で、４町 26 人以内で任期が４年という事になります。それを繰り返していくということになります。まあ、これが修善寺町の例でございます。

次の 22 頁でございますが、土肥町さんでございますが、基本的にはやはり同じでございますが、土肥町さんの場合には、黄色い印がございます。黄色い印はこの４月 29 日に選挙を行なわなければならないという事になります。まあ、一番上の合併なしの場合ですと、４月 29 日から４年間、土肥町としての議員が生まれるわけでございます。で、合併の特例という事になりますと、この場合には、16 年の３月に合併ですので、４月の 29 日に選挙ですので、11 ヶ月しか任期がないという事になります。それからまた選挙を迎える事になります。定数特例ですので、４町 52 人以内でもう一度 11 ヶ月後に、選挙をしていただくということになります。

それから、在任特例ですけれども、これは、16 年３月から在任特例 13 ヶ月でございますので、４月の 29 日からですと、約２年間は議員さんということになります。

それから、特例を使わない場合には、３月で合併ですので 11 ヶ月後は設置選挙をするということになります。

同じような考えかたで、天城湯ヶ島町さん、中伊豆町さんが考えられます。

以上のことから考えますと、50 日以内にすぐ選挙なのか、それとも定数特例を使うのか、在任特例なのか、悩むところでございます。いろんな意見がございまして、例えば、設置選挙がいいのではないか、設置選挙と申しますのは、すぐ選挙だよと、26 人以内で選挙だよということでございますけれども、まあ、設置選挙がいいよというご意見は、各４町というか旧町ですね、古い町を引きずらないようにするためには、もう全体のことを考えてやったほうがいいのではないかという、旧町を引きずらないようにというご意見。それから、26 人で選挙というのはよくないよというご意見があります。短期での業務移行ですので、いろんな混乱が生ずる恐れがある、定数が 26 名以下では旧町の住民の意見を吸い上げにくいのではないかというようなご意見がございます。これは先ほどと相反するかなとおもいますが。

それから、定数特例につきましては、定数特例はちょっとという事がございまして、合併後も残された課題は１年以内で処理をしなければならない。多くの議員で議会活動を行なう事になり、これは合併の趣旨や住民感情から適当ではないのではなかろうか、ですから定数特例はよくないのでは、というようなご意見もございます。

それから、在任特例でございますけれども、在任特例を不可とする意見はいろいろございますけれども、事情に詳しい議員が大勢でいろいろ考えたほうが住民にとって利益があるのではないか。また、在任の期間を 13 ヶ月としないで、最大の２年を活用したらどうかというご意見もございます。それから、期間についての考え方ですが、市長が合併後 50 日以内に選挙になるわけですが、議員との同時選挙は避けたいと、まあ、議員は議員で、町長は町長で選挙をした方が、争点もよく分り混乱もしないのではなかろうかというご意見だと思います。それから、合併について、詳細な審議を進めるには、１年程度の論議が必要というようなご意見がございます。１年間の任期の延長というのは、過剰投資ではなく、最低の投資であると考えているというようなことでございます。

それとですね、任期をどうして１年１ヶ月かと申しますと、選挙が年度末の３月としますと、平成 17 年度の予算審議と重なってしまうと、そのため４月の選挙としたいというような考えです。

以上のことを、勘案いたしまして在任特例を採用しまして、任期を１年１ヶ月としました。この議題につきましては、今回ご提案させていただき、次回の３月５日に協議、確認をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○大城議長

はい、ただ今事務局より協議第 17 号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」の説明がございました。本件につきましては、次回３月５日に協議、確認いたしたいと思います。本件についてのご質問、ご意見がございましたら受けたいと思います。ご質問、ご意見ございますか。

○小森健治委員

はい、天城の小森です。この合併につきましては、たぶん町民のみなさんは、なぜ合併しなければならないかというと、やはり経費節減ということが主で、まあしょうがないなということで、合併はしょうがないなと思っています。そういうことはまず、はっきり言って人件費、リストラですね、これをやらなければならないから、しょうがない合併をしようじゃないかと思っています。そういう面からしまして、いきなり、まだ新市構想の計画の何にも決まってない時に、いきなり議員さんの任期をすぐに決めろよなんてことは、俺はちょっと順序が違うじゃないかと思います。それで、一つ、事務局が先ほどから、こういう意見があった、こういう意見があったと言いましたけど、その意見はどこから出てきたのか伺いたいと思います。以上です。

○大城議長

ただいま小森委員より、この 17 号についてリストラなので、最初から議員の定数とか任期を決めるのは、時期が早いのではないかということと、いろんな意見があったがどこから出

てきたのかというご質問がございました。事務局。
○山本事務局長
　お答えいたします。最初に、順序でございますが確かにそうした考え方もございます。
　しかし、第１回の時だったでしょうか、この協議会の中で、なるべく早く決めていただきたいよというご意見、まあご意見でありまして協議の結果ではございませんでしたが、ご意見としてございましたので、早くしなければいけないかなという事で、早くご提案をさせていただいたわけでございます。
　それから、意見がどこから出たのかというお話でございますけれども、この調整の意見というのはですね、事務局とか、町長とか、幹事会が独自で考えてというのではなくて、専門部会というものがございます。専門部会というのは、議会の事務局長レベルで考えて上げて来るものでございます。その議会の事務局長というのは、やはり４町で集まっていろいろ協議をして上げて来るものでございますけれども、そのなかでいろいろ、やはり在任特例はちょっとという意見もありますし、まあいろんな意見があったという事は事実であります。しかしながらそういった意見を集約いたしまして、幹事会にかけ、そしてここに提案しているわけでございます。以上でございます。
○大城議長
　よろしゅうございますか。
○小森健治委員
　じゃあ、もう少し。実は昨日私も４町の勉強会に行ってきました。ええと、大辻さんでしたか。その、13ヵ月で議員を特例でやってよかったかということでちょっとお話がありましたけど、各町の議員が激しい綱引きをした面もあり問題点もあるということを言っておりました。そこらもあってですね。
　それと一つ、先日アンケートを出したわけですけれども、そのなかにも一つもその議員の特例任期があるとかないとか、そういうのを入れてないわけですよ。そこらで、私はそんなに急に進めたくないと思います。以上です。
○大城議長
　ご意見として、承ってよろしいですか。
○小森健治委員
　はい
○大城議長
　それでは、鈴木委員。
○鈴木久之委員
　土肥の鈴木です。意見になろうかと思いますが、合併協議会がスタートして、２月も終わりに近づいて、もう２ヶ月がたとうとしています。先ほど事務局から説明いただきましたが、土肥町議会では４月 27 日の投票ということで、ここでまだ議員の任期が決まらないということは、今後私ら選挙対応にですね、どのように対応していったらいいかと、そういうことで町議会選もあるわけですが、いっこうに、全然盛り上がりがございません。そういうこともございますので、３月５日協議確認ということで事務局から説明がありましたが、３月５日

には必ずこの件につきましては結論付けをさせていただきたいと、このようなことを意見として申し述べさせていただきます。以上です。
○大城議長
ありがとうございました。ほかに、ご意見よろしゅうございますか。遠藤委員。
○遠藤剛委員
選挙をやると、どの位のお金が一回の選挙でかかるようになりますでしょうか。
○事務局長
たしか町長選挙の場合には 500 万位だったと思います。一回で 500 万ぐらいですね。
○遠藤剛委員
たぶん、１町の町長選挙で 500 万といわれますけれど、４町がやったから 2,000 万になるとは思いませんけれど 1,000 万近いお金がかかるのではなかろうかと、そのように思いますし、市会議員の選挙をやるとなるとやはり 1,000 万のお金がかかるということになるわけでして。できることであれば、やはり特例を使わないでいっきにやるということが私は望ましいと思います。結論がでにくいということもあろうかと思いますので、私は原則論をしっかり出して、原則に従ってやっていくのがよろしいのではなかろうかなという気がいたします。
○大城議長
遠藤委員のご意見ですが、いくつか原則があるわけですけれど、３つパターンがあるように思ってますけれど。
○遠藤剛委員
特例を使わないでやるということが原則ではなかろうかなと、そのように思うわけです。
○大城議長
ありがとうございました。ご意見として承ります。ほかに。石和委員。
○石和信一委員
事務局の提案に賛成いたします。と申しあげますのはですね、選挙の費用がかかるとかですね、残任期間がどうとかいう問題が議論されていますけれど、本質的に申しあげますと、合併を推進していくために、あるいは合併をスムーズに成功させるために合併推進をしてきた現在の議員が残って、いわゆる合併がスムーズにできて、順調に進んで、合併効果が早く表れることを望むわけです。特に今おっしゃられるリストラだとかあるいは選挙の費用だとかいうことはですね、大きな 50 年か 60 年に一回の大事業の初期投資として、それをケチって成功しなかったら、合併の効果は無になってしまうというように私は思うわけです。自分が議員をやっているからなかなか言いにくいんですけれど、当然のこととして、合併を成功させるためには今の合併を推進した議員が責任を持って、あるいはそれを見極めるのは義務であると私は思っているものですから、この提案について賛成申しあげます。
○大城議長
ありがとうございました。いくつかご意見が出たようでございますが、いかがでございましょうか。鈴木委員。
○鈴木勇委員
新市が誕生いたしまして、市長選挙があると思いますが、新市長が選出されたあと、市の

運営体制がいつ頃整うかということですが、例えば予算の審議がどうあるのか、前年度の決算がいつ審議があるのか、またいろんな委員会とか委員の選出ですか、議員の方々にどういう承認をいただくことがあって、新しい体制が整うのがいつ頃とか想定ができたら教えていただきたいと思います。
○大城議長
　将来的なことでなかなか答えにくい部分があるかと思いますけれど、事務局。
○山本事務局長
　各種の委員さんのことをおっしゃられたのでしょうか。例えば、農業委員であるとか、選挙管理委員とか。そういうことではなくて、予算のことでしょうか。
○鈴木勇委員
　予算にしろ、いろんな執行補助機関みたいなのがあろうかと思いますが。議会の議員の議決をもって委員となるようなことがあるかと思いますが。そういうような議会で決めるような委員会がある場合には、議会としていつ頃選出する段取りになるのか、ということです。
○山本事務局長
　それはですね、新市が発足してからということになろうかと思います。議会で決めなければならないものは新市が発足して議員さんが生まれてからということになります。それでは間に合わない場合がございますので、それは市長の職務執行者というものを置くことになっております。その職務執行者が専決をしていくということいなろうかと思います。
○大城議長
　鈴木委員、よろしゅうございますか。
○鈴木勇委員
　もし特例をする場合に、新しい議員さん、引き続いている場合もあろうかと思いますが、それが１年になるのか２年になるのか、というような想定ができるかということなんですが。例えば、５ヶ月なのか 10 ヶ月なのか１年なのか、というようなことです。本予算あたりを、もし最初から本予算を組んであればいいかと思いますが。
○大城議長
　それでは、幹事長。
○小柳出幹事長
　はい。合併期日が 16 年の３月ということでございますので、そうしますと新年度予算は暫定予算を組んでおきまして、市長さんが決まった時点で新年度予算の編成をさせていただき、もしその場で議員さんが失職した形で新しく 26 名ということになりますとその方々の選挙をやった時点で新予算の審議をしていただくというような形になりますし、市長さんが決まった後また議会が決まった時点におきまして、各種の委員、固定資産評価審査委員とか選挙管理委員につきましても新しい市のなかの議員さんに審議していただくことになります。そういうことを考えますと、幹事会の方でもそういう問題があったわけでございますけれども、事務をスムーズに進めていくためにはやはり現議員の方々に残っていただきまして、そういうひとつの今までの合併までのいきさつもございます。そういう内容を、新たに選挙して選ぶということになりますと、市という広範囲での選挙ということになりますし。今までの議

員さん方で１年やっていただければ、もし市長が誕生したときの初めての議会もスムーズにいくのではないかということで、１年１ヶ月という形を幹事会の方でも、専門部会から出てきたものを協議して出させていただいております。
○大城議長
いかがでしょうか。だいぶご意見も出たようですけれど。はい、石和委員。
○石和信一委員
追加で申し訳ないですけれどね。今の合併協定項目というのが、30 だか 40 だかございますね、この協定項目を早く作って合併の方向へもっていくのに相当な時間がかかるはずですので、この協定項目について 100 パーセント全部仕上がらないだろうというのが今の見方であるわけですから。この協定項目を仕上げていくのに８月いっぱいにですか出さなきゃいかんし、その中に相当、新市が発足してから調整していこうという形で持っていかなきゃならん部分が相当残ると思います。それ以外に、その後ろにあります、今事務当局がすりあわせをしている項目が 1,000 項目あるというわけですから、これなんかについても、協定書を作り上げるまでに決まるはずがないと私は思っているものですから、当然のこととして引き続きそのことが今年いっぱいぐらいは続くはずですので、先ほど申しあげましたように、現在の議員さんたちはそれをクリアする責任があるというように私は思って、追加の意見をさせていただきます。
○大城議長
どうもありがとうございました。はい、小森委員お願いします。
○小森健治委員
今の反論をさせていただきます。それでは今日のこの協議会は何のためにあるのですか。この協議会がすりあわせをしていろんな話をして、それで「期日に間に合わないからやはり今までの議員さんに続けてやってもらわなければしょうがないな」というときにはしょうがないですけれど、はじめからですね、我々は残るんだよというような気持ちでいるよりはですね、僕らも潔く解散するから、よしますから新しく出直そうというような形で、私は新しい市を作っていただきたい、以上です。
○大城議長
はい、三須委員お願いします。
○三須重治委員
修善寺の三須です。私たちも４町の議員で研究会を作っておりまして、いろいろとこの件は何回となく話し合ってきました。それで議員が 1 日たりともバッジをながらえてつけていたいという発想でこれを議論したことはないと思います。まず、即解散という部分が、なぜあまり適当でないかいったときには、やはり市長選挙と一緒になりますと、市会議員も公約をもって選挙に出てくるわけですが、その公約がともすると無視されて、あなたはどちらの市長さんを応援するんですかと、そのどちらの市長を応援するかによって、支持する、支持しないという、市会議員としての公約を無視されるというケースがままあるということで、それは同時はよくないという理由で即解散ということは皆さんが認めなかったということです。あと、13 ヶ月ということは、いろいろこれから、３月５日までに皆さん方とゆっくり時

間をかけて話をしていかなければならないと思いますが、ほとんどのところは石和議長さんが申していただきましたが、それにはそれで我々議会の方でも充分説明するだけのものは議論を交してあると思いますので、今日ここで結論を出すことではないと思いますので、追ってゆっくり議論をさせていただきたいと、このように思っております。
○大城議長
はい。ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございませんか。では、ひと通り出たようでございますので、協議第 17 号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については次回３月５日に確認したいと思います。ご検討をよろしくお願いします。
あとひとつですけれど、だいぶ時間がたっておりますので、暫時休憩を取りたいと思います。この時計で 55 分まで休憩といたします。

－休憩－

○大城議長
それでは、休憩をときまして会議を再開します。
協議第 18 号「姉妹都市、国際交流事業について」を議題とします。説明を事務局よりお願いします。
○山本事務局長
はい、25 頁になります。協議第 18 号各種事務事業の取扱い、姉妹都市、国際交流事業について。各種事務事業の取扱い（姉妹都市、国際交流事業）について下記のとおり提案します。平成 15 年２月 19 日提出。修善寺町外３町合併協議会、会長大城伸彦。
各種事務事業の取扱い（姉妹都市、国際交流事業）について。姉妹都市事業については、当面現行のとおりとし、新市において相手の意向を確認し交流等の締結を行なう。国際交流事業については、当面現行のとおりとし、同種制度については、新市においてできるだけ早い時期に統一するということになります。
26 頁を御覧ください。ここの一番上に調整の方針として掲示いたしましたのは、先ほど、私が申し上げたとおりのことを書いてあります。左側から修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町という並びになっていまして、それぞれ町ごとにこんな交流事業があるなというようなことを書いてございます。これを見ると、1 町だけ交流協会がないわけですが、いろいろな相違がございます。相手の意向を確かめて、新市になってからできるだけ早い時期に統一をするという事でございます。修善寺の岩村町という所がございますが、これも来年ですか、今年だったでしょうか、５月に合併を予定しているそうでして、相手の意向を確かめて、できるだけ早い時期に統一するという調整の方針でございます。他の町も皆いろいろ考えて、締結を行なうということになります。
以上でございます。
○大城議長
ただ今、事務局より協議第 18 号姉妹都市、国際交流事業の説明がありました。本件につきましても、次回３月５日に協議、確認いたします。本日、ご意見、ご質問を受けます。ご意

見、ご質問はございますか。
　いかがでございましょう。
○山口勢津子委員
　中伊豆の山口です。この都市交流事業について当面現行のとおりとなっていますが、当面とは何時頃まででしょうか。もしこれが相手方の意向を聞いて、相手方がうちはずっと続けてほしいと言うようであれば、これは現行のとおりというか、そのままずっとやっていくのか、あの、うちの方は、お宅が市になるのでしたらここで切りましょうとかっていう話が出てくると思うんです、意向を聞けば。その事と、後そのきっかけです。後その下と一緒になりますけども、国際交流と姉妹都市ですけども、姉妹都市というのは外国と国内両方はいりますか。後、これ見ますと、各町によって補助金がだいぶ、ばらつきがあるようになってますけども、補助金を出している町、出してない町いろいろですので、こういうこと考えますと１年間にしたら、ホームステイとかなにかをしますと金額的にすごくかかると思うんです、毎年だったらば。もしできれば、この都市交流とか姉妹都市事業というのもたいへんいいことなんですが、この合併をきっかけに一度白紙にもどして改めてやり直すとかいう事はいかがでしょうか。
○大城議長
　山口委員よりいくつかご質問があったように思います。最終的には一旦白紙に戻してはどうかという意見だったように思います。事務局、回答をお願いします。
○山本事務局長
　当面現行という当面ですが、まったく字のとおり当面ということです。確かに、姉妹都市、国際交流というふたくくりあるのですが、例えば、土肥の宮城県白石市、湯ヶ島さんですと平塚市さん、中伊豆ですとブリティッシュコロンビアのホープ市とあるわけですけれども、それぞれ、やはりあの、個々に対応を、姉妹都市ですから友達のような関係にあると思うのですが、それをひとくくりにはできませんので、個々に対応していかなければならないという事で、当面と書いてあるわけでございます。そういってもですね、早めに対応していかなければならないとは思っています。
　それから、一度白紙に戻されたらという事なんですが、やはり、この白紙もですね、全部白紙にしてしまうのか、相手と話をした時に相手の方が、お互いに白紙で考えましょうといった所はやっぱり白紙でいいと思うのですが、こちらから、白紙で、という提案はできかねるかなと思います。だから、ケースバイケースになると思います。
○大城議長
　山口委員、よろしゅうございますか。
　他に、ご意見、ご質問、ございませんようですので、協議第１８号姉妹都市、国際交流事業につきましては次回３月５日に確認をいたしますので、ご検討をよろしくお願いします。
　以上を持ちまして、本日予定されました議事はすべて終了しました。長時間にわたって、慎重な審議、円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、議長を解任とさせていただきます。ありがとうございました。
○山本事務局長

続きまして、５番のその他に入らせていただきます。今後の日程確認につきまして事務局のほうからご確認をさせていただきます。

次回の開催ということで、第４回になるわけですが、28 頁の一番後ろになります。次回の日程の確認ということで、４回目は３月５日１時 30 分から、今度は天城湯ヶ島町さんの保健福祉センター２階研修室になります。なお、午前中 10 時から小委員会を開かせていただきますのでよろしくお願いします。それから、次の５回目の協議会ですが３月 19 日の１時 30 分から、修善寺総合会館の２階の研修室を予定しています。

それから、次回は２つとも小委員会がございますので、全員の方が、午前 10 時に小委員会ということですので、お昼を考えなくてはなりません。そこで、希望する方は、事務局のほうで昼食、弁当、お茶付きで、代金 1,000 円ですが用意いたします。もし必要であれば、この後事務局にご注文ください。

以上でございます。

それでは、閉会の言葉を地元の鈴木町長にお願いします。

〇鈴木副会長

長時間に渡りまして、いろいろなご意見本当にありがとうございました。以上をもちまして、第３回修善寺町外３町の合併協議会を閉会とさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。